

議案第 39 号

渋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

渋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 4 条中「5 月末」を「7 月末」に改める。

第 6 条中「7 月末」を「10 月末」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(報告の時期) 第2条 任命権者は、毎年<u>7</u>月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(公平委員会の報告) 第4条 渋川市等公平委員会（以下「公平委員会」という。）は、毎年<u>7</u>月末までに市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。</p> <p>(公表の時期) 第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年<u>10</u>月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。</p>	<p>(報告の時期) 第2条 任命権者は、毎年<u>5</u>月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(公平委員会の報告) 第4条 渋川市等公平委員会（以下「公平委員会」という。）は、毎年<u>5</u>月末までに市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。</p> <p>(公表の時期) 第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年<u>7</u>月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。</p>